

平成 29 年 8 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社エイチーム  
 代表者名 代表取締役社長 林 高 生  
 (コード番号：3662)  
 問 合 せ 先 執行役員 社長室長 光岡 昭典  
 (TEL. 052-747-5573)

**第三者割当による行使価額修正条項付第 6 回乃至第 8 回新株予約権  
 の発行及びコミットメント契約に関するお知らせ**

当社は、平成 29 年 8 月 8 日開催の当社取締役会において、第三者割当による行使価額修正条項付第 6 回乃至第 8 回新株予約権（以下文脈に応じて個別又は総称して「本新株予約権」といいます。）を発行すること及び金融商品取引法による届出の効力発生後に、コミットメント契約を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 29 年 8 月 25 日
(2) 発行新株予約権数	18,000 個 第 6 回新株予約権 5,000 個 第 7 回新株予約権 5,000 個 第 8 回新株予約権 8,000 個
(3) 発 行 価 額	第 6 回新株予約権 1 個当たり 772 円 第 7 回新株予約権 1 個当たり 362 円 第 8 回新株予約権 1 個当たり 171 円 (本新株予約権の払込総額 7,038,000 円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	潜在株式数：計 1,800,000 株（本新株予約権 1 個当たり 100 株） 第 6 回新株予約権 500,000 株 第 7 回新株予約権 500,000 株 第 8 回新株予約権 800,000 株 下限行使価額（下記（6）を参照。）においても、潜在株式数は計 1,800,000 株です。
(5) 資 金 調 達 の 額	9,853,538,000 円（差引手取概算額）（注）
(6) 行 使 価 額 及 び 行使価額の修正条件	当初行使価額 第 6 回新株予約権 2,705 円 第 7 回新株予約権 5,000 円 第 8 回新株予約権 7,500 円 上限行使価額はありません。 下限行使価額は、第 6 回新株予約権 1,623 円、第 7 回新株予約権 5,000 円、第 8 回新株予約権 7,500 円（別添の発行要項第 11 項による調整を受けます。以下「下限行使価額」といいます。） 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の 92%に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第 6 回乃至第 8 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(8) 割当予定先	大和証券株式会社
(9) その他	<p>当社は、大和証券株式会社（以下「割当予定先」といいます。）との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買取契約（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）及びコミットメント契約を締結する予定です。</p> <p>コミットメント契約においては、以下の内容が定められます。詳細は、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要」に記載しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社による本新株予約権の行使の要請</li> <li>・ 当社による本新株予約権の行使の禁止</li> <li>・ 割当予定先による本新株予約権の取得に係る請求</li> </ul> <p>また、本新株予約権買取契約及びコミットメント契約において、割当予定先は、当社取締役会の承認がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨並びに割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容及びコミットメント契約の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとする旨を規定する予定です。なお、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。</p>

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権の発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

## 2. 募集の目的及び理由

当社は、下記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載のスマートデバイス（スマートフォン及びタブレット端末）向けゲームアプリの開発資金及び資本業務提携等を含めた買取（以下「M&A」といいます。）資金の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました結果、割当予定先である大和証券株式会社より提案を受けたスキーム（以下「本スキーム」といいます。）が、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要」に記載のとおり当社が新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールが出来るものであり、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、本スキームによる資金調達方法が当社の資金調達ニーズに最も合致していると判断したため、本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）の発行により資金調達を行おうとするものです。

### 【資金調達の目的】

当社グループは、「みんなで幸せになれる会社にする事」と及び「今から100年続く会社にする事」という経営理念のもと、さまざまな技術領域・ビジネス領域において、インターネットやモバイル端末を通じて個人の利用者の皆様に継続的に支持・利用していただけるコンテンツやサービスを提供してまいりました。具体的には、「人と人とのつながりの実現」をテーマに、世界中の人々に娯楽を提供するスマートデバイス向けゲームやツールアプリの企画・開発及び運営を行う「エンターテインメント事業」、人生のイベントや日常生活に密着し、有益な情報を提供する比較サイト・情報サイ

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第6回乃至第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

トなど、様々なウェブサービスの企画・開発及び運営を行う「ライフスタイルサポート事業」、そして自社在庫を持ち、完全組立自転車をお届けするような利便性を実現する自転車専門通販サイトの企画・開発及び運営を行う「EC（※）事業」の三つの事業軸でビジネスを展開しております。

当社グループのエンターテインメント事業が所属するモバイルゲーム業界におきましては、スマートフォンが普及し市場が拡大する中、市場参加者の増加による競争が激化しております。また、利用者の嗜好性の多様化に伴い、クオリティの要求水準が高まるなど、特色のあるコンテンツの提供やユーザビリティの追求が求められております。

上記環境下において、エンターテインメント事業では、市場ニーズに即したゲームアプリを年間1～2本のペースでコンスタントにリリースし、月商10億円規模のゲームアプリの複数本の創出及び海外売上高比率50%強を目指しております。かかる目標の下、適切なタイミングでゲームアプリをリリースできる開発体制の強化及びグローバルでのユーザー獲得のための積極的な広告投資が重要であると考えております。なお、開発体制を強化する施策の一環として、既に平成28年9月に東京にスマートデバイス向けゲーム開発拠点を新設しております。また、平成29年1月にベトナムに当社海外初のスマートデバイス向けゲーム開発拠点を新設いたしました。今後も技術者を中心とした優秀な人材を確保し、開発体制をさらに強化するためには国内外に新規開発拠点を開設するのが適切な施策であると考えております。

また、当社グループのライフスタイルサポート事業では、サブセグメントとして、引越し比較・予約サイト「引越し侍」を主軸とする「引越し関連事業」、車査定・車買取サイト「ナビクル」を主軸とする「自動車関連事業」、結婚式場情報サイト「ハナユメ」を主軸とする「ブライダル関連事業」、キャッシング・カードローン比較サイト「ナビナビキャッシング」をはじめとする様々な金融サービスの比較サイトを展開する「金融メディア事業」及び女性向け生理日予測・体調管理アプリ「ラルーン」を運営する「女性向けヘルスケア事業」等、人生のイベントや日常生活に密着した便利なウェブサービスやアプリケーションを展開しております。今後も人生の各ステージにおける大きなライフイベントや日常生活をより豊かに、より便利にするウェブサービスやアプリケーションを順次展開し、これらサービス間での相互送客に繋がる施策に積極的に取り組み、集客効率の向上及び利益率の向上に繋げる必要があると考えております。

さらに、当社グループの収益基盤の更なる安定化や持続的な成長を図るためには、収益源の多様化を実現する必要があると考えており、インターネット・スマートデバイスを基盤とする新たな事業・サービスの開拓にも積極的に取り組んでおります。その一環として、社内から新規事業を公募する制度を設けておりますが、参入障壁の高い分野などについてはM&Aも重要な施策の一つであると考えております。

以上を踏まえ、今回調達する資金の一部は、開発人員を確保し、開発体制をさらに強化するための開発拠点の新設費及び人件費を含む開発資金等、並びに既存及び新規ゲームアプリのグローバル展開に向けた広告宣伝費に充当する予定です。これにより、ゲームアプリの企画からリリースまでの期間を短縮し、新規ゲームアプリの開発体制の強化を図るとともに、ヒットゲームアプリの創出及び海外売上高比率の向上を実現することで、更なる企業価値の向上を目指してまいります。また、今後の更なる成長を実現する観点から、今回調達する資金の一部をM&A資金に充当する予定であり、効果的なM&Aを通じた事業規模の拡大、相互送客の促進、新規ユーザーの獲得や収益源の多様化は当社グループ全体の企業価値の向上に資するものと考えております。

当社グループはこれまでの業績の拡大により安定的な営業キャッシュ・フローを創出してまいりましたが、更なる持続的な成長を遂げるためにも、今まで以上の開発資金やM&A資金が必要となることが予想されます。また、当社の自己株式を有効活用しながら、優良なM&A案件には機動的に対応できるよう手元資金を一定程度確保しつつ、健全な財務体質も維持させていく必要があると考え、今回の第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の発行が必要であると考えております。

なお、今回の資金調達による具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

（※）「EC」とは、electronic commerceの略称で、インターネットなどのネットワークを利用して、電子的に契約や決済といった商取引を行うことです。

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第6回乃至第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

### 3. 資金調達方法の概要及び選択理由

#### (1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し、本新株予約権（行使価額修正条項の内容は、別添の発行要項第 10 項に記載されています。）を第三者割当の方法によって割り当て、割当予定先による新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっています。また、当社は、当社の判断により、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで、本新株予約権の全部を取得することができます。

当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含む本新株予約権買取契約及びコミットメント契約を締結する予定です。なお、第 6 回乃至第 8 回新株予約権においては、当初行使価額（下限行使価額）及び行使期間（別添の発行要項第 12 項に記載されています。）等については異なりますが、以下「【本新株予約権の行使の要請】」、「【本新株予約権の行使の禁止】」及び「【本新株予約権の譲渡】」に記載の内容は同じ条件で当該契約を締結する予定です。

	第 6 回新株予約権	第 7 回新株予約権	第 8 回新株予約権
新株予約権の総数	5,000 個	5,000 個	8,000 個
発行価額	772 円	362 円	171 円
当初行使価額	2,705 円	5,000 円	7,500 円
下限行使価額	1,623 円	5,000 円	7,500 円
行使期間	2 年間	3 年間	3 年間
当社による本新株予約権の行使の要請	有	有	有
当社による本新株予約権の行使の禁止	有	有	有
割当予定先による本新株予約権の譲渡制限	有	有	有

#### 【本新株予約権の行使の要請】

コミットメント契約は、あらかじめ一定数の本新株予約権（行使価額修正条項の内容は、別添の発行要項第 10 項に記載されています。）を割当予定先に付与した上で、今後資金需要が発生した際に、当社が、当社取締役会の決議による委任を受けた当社代表取締役社長の決定により、一定の条件に従って本新株予約権を行使すべき旨並びに行使すべき本新株予約権の回号及び数を指定し、行使を要請する旨の通知（以下「行使要請通知」といいます。）を行うことができる仕組みとなっております。なお、当該行使要請通知において指定する本新株予約権は、いずれか 1 つの回号のみとします。割当予定先は、行使要請通知を受けた場合、当該行使要請通知を受領した日（以下「行使要請通知日」といいます。）の翌取引日に始まる 20 連続取引日の期間（以下「行使要請期間」といいます。）内に、当社が本新株予約権について行使を要請する回号及び本新株予約権について行使を要請する個数（以下「行使要請個数」といいます。）と、当該行使要請通知日における本新株予約権の残存個数とのうち、いずれか少ない方の個数の本新株予約権を、当社普通株式の終値が下限行使価額の 120% に相当する金額以下となった場合や当社が割当予定先から本新株予約権の取得を請求する旨の通知を受け取った場合には指定された数の本新株予約権を行使しないことができる等、一定の条件及び制限のもとで、行使することをコミットします（以下「行使義務」といいます。）。当社は、この仕組みを活用することにより、資金需要に応じた機動的な資金調達を行うことができます。

但し、当社が一度に指定できる行使要請個数には一定の限度があり、各行使要請通知において指定することができる行使要請個数は、当該行使要請通知を行う日の直前取引日までの、20 連続取引日又は 60 連続取引日における各取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の出来高の中央値（但し、そのような中央値が存在し

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第 6 回乃至第 8 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

ない場合には、中央値を挟む2つの出来高の単純平均値をもって中央値とみなします。)に、2を乗じた数値を、本新株予約権1個の目的である株式の数で除し、小数点未満を切り下げた数のうち、いずれか少ない方の数を上限とします。当社は、本新株予約権に関し発せられた直前の行使要請通知に係る行使要請期間の末日の翌取引日に始まる20連続取引日の期間は、次の行使要請通知を行うことはできません。また、行使要請通知を行うことができる日は、当社普通株式の終値が本新株予約権の下限行使価額の120%を上回っている日に限るものとし、未公表のインサイダー情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合等一定の場合には、割当予定先の行使義務の効力は生じません。

行使要請期間中において、当社普通株式の終値が下限行使価額を下回った場合や、当該行使要請通知に係る行使要請期間中のいずれかの取引日において当社普通株式の株価が東京証券取引所が定める呼値の制限値幅に関する規則に定められた当該取引日における値幅の上限又は下限に達した場合、その他東京証券取引所により売買の停止がなされた場合等には、割当予定先の行使義務の効力は消滅するものとします。

なお、当社は、行使要請通知を行った場合、その都度、東京証券取引所へ適時開示を行います。

#### 【本新株予約権の行使の禁止】

当社は、当社取締役会の決議による委任を受けた当社代表取締役社長の決定により、割当予定先に対し、本新株予約権の行使を禁止する旨の通知(以下「行使禁止通知」といいます。)を行うことができます。当該行使禁止通知において、権利行使を禁止する本新株予約権の回号及び本新株予約権の行使を禁止する期間(以下「行使禁止期間」といいます。)を指定します。当社は、一旦行った行使禁止通知を当社取締役会の決議による委任を受けた当社代表取締役社長の決定により取り消すことができます。但し、上記の行使要請通知を受けて割当予定先がコミットしている本新株予約権の行使を妨げることとなるような行使禁止通知を行うことはできません。行使禁止期間中に行使要請通知が行われた場合は、行使禁止通知の効力は消滅します。

なお、当社は、行使禁止通知を行った場合、その都度、東京証券取引所へ適時開示を行います。

#### 【本新株予約権の取得に係る請求】

割当予定先は、平成30年8月28日以降のいずれかの取引日における当社普通株式の終値が本新株予約権の下限行使価額を下回った場合に当該取引日以降の取引日に当社に対して通知することにより又は第6回新株予約権については平成31年7月27日以降平成31年8月6日までに、第7回及び第8回新株予約権については平成32年7月27日以降平成32年8月6日までに当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求する旨の通知(以下「取得請求通知」といいます。)を行うことができます。割当予定先が取得請求通知を行った場合、当社は、取得請求通知を受領した日から3週間以内に、別添の発行要項に従い、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、本新株予約権の全部を取得します。

#### 【本新株予約権の譲渡】

本新株予約権買取契約及びコミットメント契約において、割当予定先は、当社取締役会の承認がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨並びに割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容及びコミットメント契約の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとする旨を規定する予定です。

#### (2) 資金調達方法の選択理由

当社は、資本金調達手法及び金融機関からの借入等の負債性調達手法を含めた様々な資金調達の手法について検討を行ってまいりましたが、以下「【本スキームの特徴】」、「【本スキームのデメリット】」及び「【他の資金調達方法との比較】」に記載のとおり、当該提案を含む他の資金調達方法について総合的に勘案した結果、割当予定先より提案を受けた本スキームによる資金調達方

ご注意:この文書は、当社の行使価額修正条項付第6回乃至第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

法は、当社が新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールすることができるという特徴をもっています。すなわち、当社に資金需要が発生し、本新株予約権の行使を希望する場合には、一定の期間内に行使すべき本新株予約権の回数及び数を指定することができ（行使要請通知）、一方で、株価動向等を勘案して当社が本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を行使することができない回数及び期間を指定することもできる（行使禁止通知）手法であり、当社代表取締役社長の決定により行使要請通知及び行使禁止通知を行うことができるため、資金需要に応じた柔軟な資金調達が可能になるとともに、一時に大幅な株式価値の希薄化が生じることを抑制することが可能であり、本新株予約権の行使の際に自己株式を充当することが可能である点もあわせ、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応しうると考えます。なお、本スキームのデメリットである実際の調達額が予定を下回る場合においても、ゲームアプリの開発資金やM&A資金を当社の自己資金及び銀行借入等で賄うといった対応も可能であるため、当社は現時点では当該デメリットを許容できるものと考えております。

#### 【本スキームの特徴】

- ① 当社の資金需要や株価動向を総合的に判断した上で、行使要請通知及び行使禁止通知を行うことにより本新株予約権の行使に一定のコントロールを及ぼすことができるため、柔軟な資金調達が可能であること。
- ② 本新株予約権の目的である当社普通株式数は1,800,000株（第6回乃至第8回新株予約権の合計）で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されていること（平成29年6月30日現在の発行済株式数19,468,000株に対する最大希薄化率は、9.25%。なお、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社普通株式には、当社の自己株式が充当される場合があり、自己株式が充当された場合、本新株予約権の行使により当社の発行済株式総数は増加しない。）。また、複数回による行使と行使価額の分散が期待されること。
- ③ 当社普通株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を上回っていない限り、割当予定先に対して本新株予約権の行使を要請することはできず、また、当社普通株式の終値が下限行使価額を下回る場合、割当予定先が本新株予約権の取得を請求する権利を有することになるというデメリットはあるが、本新株予約権の行使価額には上限が設定されていないため、株価上昇時には調達金額が増大するというメリットを当社が享受できること。
- ④ 当社の判断により、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで、本新株予約権の全部を取得することができること。
- ⑤ 割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、また、当社の経営に関与する意図を有していないこと。
- ⑥ 割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はないこと。

#### 【本スキームのデメリット】

- ① 市場環境に応じて、行使完了までには一定の期間が必要となること。
- ② 株価が下落した場合、株価に連動して行使時の払込価額が下方に修正されるため、実際の調達額が当初の予定額を下回る可能性があること。
- ③ 株価が下限行使価額を下回って推移した場合、行使が進まず調達ができない可能性があること。

#### 【他の資金調達方法との比較】

- ① 公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。一方、本新株予約権の行使価額は、別添の発行要項10項記載のとおり、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）に、修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」といいます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額に修正されることから、複数回によ

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第6回乃至第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

る行使及び行使価額の分散が期待されるほか、行使要請通知及び行使禁止通知により行使時期を一定程度コントロールすることができるため、株価に対する一時的な影響が小さいと考えられること。

- ② 株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる「MSCB」）については、その発行条件及び行使条件等は多様化しているものの、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられるが、本スキームでは、本新株予約権の目的である株式の総数が一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されていること。
- ③ 他の行使価額修正型の新株予約権については、行使の制限や制限の解除のみが可能なスキームがありますが、本スキームでは、これらに加えて、一定期間内に行使すべき新株予約権の回数及び数を指定することも可能であり、より機動的な資金調達を図りやすいと考えられること。また、行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となること。
- ④ 第三者割当による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。一方、本新株予約権の行使価額は、上記①に記載のとおり、修正日に算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額に修正されることから、複数回による行使及び行使価額の分散が期待されるほか、行使要請通知及び行使禁止通知により行使時期を一定程度コントロールすることができるため、株価に対する一時的な影響が小さいと考えられること。  
また、現時点では新株の適当な割当先が存在しないこと。
- ⑤ 株主全員に新株予約権を無償で割当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがあります。  
コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にあります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、既存投資家の参加率が不透明であり、資金調達の蓋然性確保の観点から不適切であると考えております。このため、株主割当（ライツ・イシュー）による資金調達は適切でないと判断いたしました。
- ⑥ 借入れによる資金調達は、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれるが、本スキームは資本金調達であるため、財務健全性の低下は見込まれないこと。

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第6回乃至第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

#### 4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

##### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
9,859,538,000	6,000,000	9,853,538,000

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額（第6回新株予約権、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の合計 7,038,000 円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（第6回新株予約権、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の合計 9,852,500,000 円）を合算した金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。

	発行価額の総額（円）	行使に際して出資される財産の価額の合計額（円）
第6回新株予約権	3,860,000	1,352,500,000
第7回新株予約権	1,810,000	2,500,000,000
第8回新株予約権	1,368,000	6,000,000,000

2. 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。

3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

4. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権評価費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用及び信託銀行手数料等）の合計額であります。

##### (2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 9,853,538,000 円について、具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

具体的な使途	金額（千円）	支出予定時期
① エンターテインメント事業における開発資金等及び広告宣伝費	5,000,000	平成29年8月～平成32年7月
② M&A 資金	4,853,538	平成30年8月～平成33年7月
合計	9,853,538	—

(注) 1. 上記差引手取概算額の支出予定時期までの資金管理については、当社の銀行預金等の安定的な金融資産で運用保管する予定であります。

2. 本新株予約権の行使は本新株予約権者の判断によるため、支出予定時期の期間中に行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合があり、また、本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、調達金額が上記支出予定金額を超過又は不足する場合があります。そのため、支出予定時期については現時点における予定であり、具体的な金額及び使途については、本新株予約権の行使による財産の出資がなされた時点の状況に応じて変更される場合があります。なお、結果として当社が希望するような規模での資金調達ができなかった場合には、原則として①に関する費用から充当し、余剰部分を②に関する費用に充当する予定であります。なお、権利の未行使等により調達金額が当初の想定額より不足する場合には、ゲームアプリの開発資金や M&A 資金の一部を当社の自己資金及び銀行借入等により対応してまいります。また、行使価額の修正又は調整により、調達金額が当初の想定額を超過した場合には、かかる

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第6回乃至第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。



超過分は M&A 資金に追加充当する予定です。

3. 上記②に関して残額が生じた場合（支出予定時期までに当社が満足する条件の案件が現れない等、M&A が行われない場合を含む。）は、原則として、引き続き新たな案件の検討を続けた上で、上記支出予定時期以降においても、M&A 資金に充当する予定です。

#### ① エンターテインメント事業の開発資金等及び広告宣伝費

エンターテインメント事業では、国内外のモバイルゲーム市場の拡大に伴い、市場参加者が増加し、競争が激化している中、利用者の嗜好も多様化し、ゲームアプリに対するクオリティの要求水準も高まっております。このような事業環境の変化に適応するためには、市場ニーズに則したゲームアプリを適切なタイミングでコンスタントにリリースすることが必要であり、そのためにもゲームアプリの開発体制の強化及び開発期間の短縮化が重要な課題であると考えております。また、持続的な成長を遂げるためには、提供するサービスのユーザビリティや品質等に加え、既存及び新規のゲームアプリの知名度を向上し、利用者数を拡大していくことが不可欠であります。

今回調達する資金の一部は、開発人員を確保し、開発体制をさらに強化するための国内外の開発拠点の新設費及び人件費を含む開発資金等、並びに既存及び新規ゲームアプリのグローバル展開に向けた広告宣伝費に充当する予定です。これにより、ゲームアプリの企画からリリースまでの期間を短縮し、新規ゲームアプリの開発体制の強化を図るとともに、売上規模の拡大を目指すことで、更なる企業価値の向上に資するものと考えております。

#### ② M&A 資金

今回調達する資金の一部は、ライフスタイルサポート事業における既存事業の売上規模の拡大や既存事業とのシナジーが見込まれる企業並びにインターネット・スマートデバイスを基盤とする新たな技術の獲得及び新たな事業領域への参入に主眼をおいた M&A 資金に充当する予定です。

当社グループのライフスタイルサポート事業は、インターネット・スマートデバイスを利用した比較サイトや情報サイト等、人生のイベントや日常生活に密着した便利なウェブサービス及びアプリケーションを展開しております。今後も人生の各ステージにおけるライフイベントや日常生活をより豊かに、より便利にするウェブサービスやアプリケーションを順次展開し、さらに、これらサービス間での相互送客に繋がる施策に積極的に取り組むことは、ライフスタイルサポート事業全体の新規ユーザーの獲得、集客効率の向上及び利益率の向上に繋がり、当社グループ全体の企業価値の向上に資するものと考えております。

また、インターネット・スマートデバイスの市場環境においては、IoT、AI、AR、VR、FinTech、ビッグデータ等の技術が様々な領域に取り入れられ、これら技術は今後も様々な事業領域に拡大していくものと考えております。当社グループの収益基盤の更なる安定化や持続的な成長を図るためには、収益源の多様化を実現する必要があると考えており、様々な技術を駆使しながら、インターネット・スマートデバイスを基盤とする新たな事業・サービスの開拓に積極的に取り組んでいく予定です。しかしながら、これらのサービスは立ち上げから損益分岐点を超えるまでに通常 3～5 年の期間が必要となります。そのため、当社内での新規事業公募制度の活用に加えて、M&A 等の活用も重要であると考えております。今後、ライフスタイルサポート事業における既存事業の売上規模の拡大や既存事業とのシナジーが見込まれる企業並びにインターネット・スマートデバイスを基盤とする新たな技術の獲得及び新たな事業領域への参入を主眼に置いた M&A 等の実現も目指してまいります。

なお、上記は現時点における想定であり、具体的に計画されている M&A 等はありません。今後案件が具体的に決定された場合には、適時適切に開示いたします。

### 5. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、今回の資金調達は当社グループの今後の収益性や企業価値の向上に寄与するものであり、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。したがって、今回の資金調達は、中長期的な企業価値の向上により既存株主を含めた株主全体の利益

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第 6 回乃至第 8 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

に資するものと考えております。

## 6. 発行条件等の合理性

### (1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先である大和証券株式会社との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及びコミットメント契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及びコミットメント契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社普通株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の株式処分コスト、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提（当社の株価（2,705円）、当社株式のボラティリティ（41.9%）、配当利回り（0.5%）、無リスク利子率（▲0.1%）、割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストが発生すること等）を置き評価を実施しました。

その結果、第6回新株予約権1個の評価額は772円、第7回新株予約権1個の評価額は362円、第8回新株予約権1個の評価額は171円と算定され、当社はこれを参考として、割当予定先との間の協議の上、本新株予約権1個の払込金額を、それぞれ上記評価額と同額となる第6回新株予約権は金772円、第7回新株予約権は金362円、第8回新株予約権は金171円、と決定しました。

また、第6回新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成29年8月7日）の当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額としており、第7回及び第8回新株予約権の当初行使価額は、それぞれ5,000円及び7,500円としております。その後の行使価額はいずれについても、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額に修正されるものの、その価額は各本新株予約権の下限行使価額を下回ることはありません。なお、第6回新株予約権の下限行使価額は、発行決議日直前取引日の当初普通株式の終値の60%に相当する金額、第7回新株予約権の下限行使価額は5,000円、第8回新株予約権の下限行使価額は7,500円で設定されており、最近6カ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。当社は、本新株予約権の払込金額が、かかる行使価額を踏まえて決定されていることに照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えております。

当社監査役全員も、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、赤坂国際会計は割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の払込金額は赤坂国際会計によって算出された評価額と同額であることから、割当予定先に特に有利ではなく、法令に違反する重大な事実は認められないと判断しております。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達により、平成29年6月30日現在の発行済株式数19,468,000株に対して最大9.25%、また、平成29年6月30日現在の当社の議決権総数191,615個に対して9.39%の希薄化が生じます。しかしながら、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社普通株式には、当社の自己株式が充当される場合があり、自己株式が充当された場合、本新株予約権の行使により当社の発行済株式総数は増加しないこと、また当該資金調達により、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社グループの今後の収益性や企業価値の向上に寄与し、もって既存株主を含めた株主全体の利益につながることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的な水準であると判断しました。

なお、①新株予約権の目的である当社普通株式数の合計1,800,000株に対し、当社普通株式の過去

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第6回乃至第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

6ヶ月間における1日当たり平均出来高は193,939株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロール可能であり、かつ③当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

## 7. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

(平成29年3月31日現在)

(1) 名 称	大和証券株式会社		
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 中田 誠司		
(4) 事 業 内 容	金融商品取引業		
(5) 資 本 金	1,000億円		
(6) 設 立 年 月 日	平成4年8月21日		
(7) 発 行 済 株 式 数	810,200株		
(8) 決 算 期	3月31日		
(9) 従 業 員 数	8,785名		
(10) 主 要 取 引 先	投資家並びに発行体		
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社		
(12) 大株主及び持株比率	株式会社大和証券グループ本社		100%
(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	割当予定先が保有している当社の株式の数：45,900株 (平成29年4月30日現在) 当社が保有している割当予定先の株式の数：0株 (平成29年4月30日現在)		
人 的 関 係	該当事項はありません。		
取 引 関 係	当社の主幹事証券会社であります。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態(単体)	(単位：百万円。特記しているものを除く。)		
決 算 期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
純資産	700,728	781,164	839,193
総資産	12,068,012	10,524,143	10,285,825
1株当たり純資産(円)	864,883.09	964,162.20	1,035,785.78
営業収益	386,659	369,158	334,911
営業利益	136,590	114,541	82,414
経常利益	138,687	116,272	85,234
当期純利益	127,032	80,859	58,461

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第6回乃至第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

1株当たり純利益（円）	156,791.37	99,801.97	72,156.28
1株当たり配当額（円）	86,400	—	124,000

(注) 割当予定先は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

割当予定先の親会社である株式会社大和証券グループ本社は東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に上場しており、また、「反社会的勢力への対応の基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係断絶に努めていることを公表しております。当社はその文面を入手し、当該文面の内容を確認しております。さらに、警察等関係機関、法律関係者等と連携を密にして情報収集を行う一方で、対外諸手続き面においても反社会的勢力との「関係遮断の徹底」の充実を図っていること等を、割当予定先との面談によるヒアリングにおいて確認しております。また、同社は、上場企業が発行会社となる株式の公募の引受や新株予約権等の第三者割当による引受の実例を多数有しております。これらにより、当社は、割当予定先は反社会的勢力等の特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、本資金調達にあたり、前記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、割当予定先である大和証券株式会社から提案のあった本スキーム及び他の金融機関からの提案を含め、資本金調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行ってまいりましたが、当社の判断によって希薄化をコントロールしつつ資金調達や自己資本増強を行い、資金調達の機動性や蓋然性を確保したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として、割当予定先より受けた本新株予約権の提案が最適であると判断したため、同社を割当先とする第三者割当を行うこととしました。

また、同社が、①主幹事証券会社として当社と良好な関係を構築してきたこと、②国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、③本スキームの特徴を備える商品に関する知識が豊富であること、④今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有すること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員である割当予定先による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

## (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。

当社は、割当予定先より本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の報告を口頭で受けております。

また、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、割当予定先と締結する本新株予約権買取契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等（同規則に定める意味を有する。以下同じ。）の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における当社の上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置（割当予定先が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。）を講じる予定です。

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第6回乃至第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先が平成 29 年 6 月 29 日付で関東財務局長宛に提出した有価証券報告書（第 25 期）に記載された平成 29 年 3 月 31 日現在の貸借対照表により、割当予定先が本新株予約権の発行価額の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有していることを確認したことから、当社としてかかる払込及び行使に支障はないと判断しております。また、本日現在においても、割当予定先からは、本新株予約権の発行価額の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有している旨の報告を口頭で受けております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、本新株予約権の割当予定先である大和証券との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に係る株券貸借契約は締結いたしません。

(6) その他

上記「2. 募集の目的及び理由」及び上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達の概要」に記載の内容以外に、当社は、割当予定先との間で、本新株予約権買取契約の締結日以降、平成 30 年 2 月 20 日までの間、本新株予約権が存する限り、割当予定先の事前の書面による承諾なくして、当社普通株式若しくはその他の株式、又は当社普通株式若しくはその他の株式に転換若しくは交換可能であるか若しくはこれらを受領する権利を有する一切の有価証券の発行、募集、販売、販売の委託、買取オプションの付与等を以下の場合を除き行わない旨を合意する予定です。

- ① 発行済普通株式の全株式について、株式分割を行う場合。
- ② ストックオプションプランに基づき、当社の株式を買取る、取得する若しくは引き受ける権利を付与する場合又は当該権利の行使若しくは当社普通株式に転換される若しくは転換できる証券の転換により普通株式を発行若しくは処分する場合。
- ③ 本新株予約権と同時に本新株予約権以外の新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により当社普通株式を発行又は処分する場合。
- ④ 合併、株式交換、株式移転、会社分割等の組織再編行為に基づき又は事業提携の目的で、当社の発行済株式総数の 5 % を上限として普通株式を発行又は処分する場合。

8. 大株主及び持株比率

募集前（平成 29 年 4 月 30 日現在）		
氏名	持株数	持株比率（%）
株式会社林家族	5,600,000	28.7
林 高生	706,000	3.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	672,900	3.4
牧野 隆広	660,000	3.3
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	595,201	3.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	396,300	2.0
エイチーム従業員持株会	376,800	1.9
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS （常任代理人 香港上海銀行東京支店）	360,000	1.8
UNITED NATIONS FOR THE UNITED NATIONS JOINT STAFF PENSION FUND A UN ORGAN （常任代理人 香港上海銀行東京支店）	320,000	1.6
株式会社エイチーム	302,562	1.5

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第 6 回乃至第 8 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (注) 1. 平成 29 年 4 月 30 日現在の株主名簿に基づき記載しております。
2. 割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。
3. 持株比率は、小数第 2 位までを算出し、その小数第 2 位を切り捨てています。
4. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与 E S O P 信託口)及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬 B I P 信託口)が所有する当社株式 246,100 株は、当社が保有する自己株式には含めておりません。

## 9. 今後の見通し

今回の資金調達による平成 30 年 7 月期の当社グループの業績に与える影響は、軽微であります。なお、今回の資金調達は、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、当社グループの今後の収益性や企業価値の向上に寄与し、既存株主を含めた株主全体の利益につながるものと考えております。また、それぞれの使途ごとに支出金額・時期を決めていく方針であり、平成 30 年 7 月期当社業績予想の見直しが必要となった場合には速やかにその旨を開示してまいります。

## 10. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権の発行規模は、「6. 発行条件等の合理性 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおりであり、平成 29 年 6 月 30 日現在の発行済株式数に対して最大 9.25%、また、平成 29 年 6 月 30 日現在の当社の議決権総数 191,654 個に対して 9.39%の希薄化が生じます。このため、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないこと(本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める経営者から一定程度独立した者より当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手並びに株主の意思確認手続きは要しません。

## 11. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近 3 年間の業績

	平成 26 年 7 月期	平成 27 年 7 月期	平成 28 年 7 月期
連結売上高 (千円)	12,036,425	15,828,582	22,967,773
連結営業利益 (千円)	1,452,426	2,087,938	2,212,599
連結経常利益 (千円)	1,470,369	2,164,076	2,094,629
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	807,948	1,362,171	1,292,466
1 株当たり連結当期純利益 (円)	41.96	70.54	68.58
1 株当たり配当金 (円)	20.00	12.50	12.50
1 株当たり連結純資産 (円)	213.51	207.19	263.36

- (注) 1. 平成 27 年 5 月 1 日付をもって、1 株につき 2 株の割合をもって株式分割を行っております。このため、平成 26 年 7 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり連結純資産額及び 1 株当たり連結当期純利益金額を算定しております。
2. 平成 28 年 7 月期より 1 株当たり連結純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び 1 株当たり連結当期純利益金額の算定上の基礎となる期中平均株式数については、「株式付与 ESOP 信託」及び「役員報酬 BIP 信託」制度において、日本マスタートラスト銀行株式会社(株式付与 ESOP 信託口及び役員報酬 BIP 信託口)が保有する株式を控除対象の

ご注意: この文書は、当社の行使価額修正条項付第 6 回乃至第 8 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

自己株式に含めて算定しております。

3. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、平成28年7月期より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としてしております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成29年6月30日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	19,468,000株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数の総数	145,400株	0.7%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数の総数	—	—
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数の総数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成26年7月期	平成27年7月期	平成28年7月期
始 値	3,475円	7,120円	2,394円
高 値	10,170円	7,740円 □2,808円	2,415円
安 値	2,303円	4,330円 □1,999円	1,288円
終 値	7,350円	2,425円	1,919円

(注) 平成27年5月1日付をもって、1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。平成27年7月期における□印は平成27年5月1日付の株式1株につき2株の株式分割による権利落後の株価を示しています。

② 最近6か月間の状況

	平成29年 3月	4月	5月	6月	7月	8月
始 値	2,183円	2,645円	2,940円	3,020円	2,995円	2,812円
高 値	2,776円	2,968円	3,140円	3,350円	3,085円	2,826円
安 値	2,140円	2,553円	2,820円	2,896円	2,792円	2,663円
終 値	2,661円	2,930円	3,020円	2,980円	2,834円	2,705円

(注) 平成29年8月の株価については、平成29年8月7日現在で表示しております。

③ 発行決議日前取引日における株価

	平成29年8月7日
始 値	2,741円
高 値	2,741円
安 値	2,694円
終 値	2,705円

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第6回乃至第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①エクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による自己株式処分

処分期日	平成27年9月29日
調達資金の額	365,820,000円（差引手取概算額）
処分価格 （払込金額）	1株につき1,742円
処分時における 発行済株式数	19,414,600株
処分株式数	210,000株
処分後における 発行済株式総数	19,414,600株
処分先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）
処分時における 当初資金使途	未払金支払等の運転資金に充当
処分時における 支出予定時期	平成27年9月29日以降
現時点における 充当状況	全額を上記資金使途に充当しております。

・第三者割当による自己株式処分

処分期日	平成28年1月13日
調達資金の額	135,067,500円（差引手取概算額）
処分価格 （払込金額）	1株につき2,001円
処分時における 発行済株式数	19,418,800株
処分株式数	67,500株
処分後における 発行済株式総数	19,418,800株
処分先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）
処分時における 当初資金使途	未払金支払等の運転資金に充当
処分時における 支出予定時期	平成28年1月13日以降
現時点における 充当状況	全額を上記資金使途に充当しております。

②過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はございません。

以 上

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第6回乃至第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。



(別添)

## 株式会社エイチーム第6回新株予約権 発行要項

1. 本新株予約権の名称  
株式会社エイチーム第6回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
2. 申込期間  
平成29年8月24日
3. 割当日  
平成29年8月25日
4. 払込期日  
平成29年8月25日
5. 募集の方法  
第三者割当ての方法により、大和証券株式会社に全ての本新株予約権を割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 500,000 株とする(本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は 100 株とする。)。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額(第9項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
  - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
  - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面により、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数  
5,000 個
8. 本新株予約権の払込金額  
金 772 円(本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 7.72 円)
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額
  - (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
  - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初 2,705 円とする。但し、行使価額は第 10 項又は第 11 項に従い、修正又は調整される。
10. 行使価額の修正  
行使価額は、第 16 項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日を行い、以下「算定基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の 92%に相当する金額(円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。なお、修正後行使価額の算出において、算定基準日に第 11 項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。但し、修正後行使価額が 1,623 円(以下「下限行使価額」といい、第 11 項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には修正後行使価額は下限行使価額とする。

ご注意: この文書は、当社の行使価額修正条項付第 6 回乃至第 8 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

## 11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）  
調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合  
調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員若しくは従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）  
調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合  
調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[ \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第6回乃至第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- ④ 上記第(2)号①乃至④に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第 10 項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面により、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間  
平成 29 年 8 月 28 日から平成 31 年 8 月 27 日まで（但し、第 14 項各号に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日まで）とする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って、取得日の 2 週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 772 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法 273 条及び第 274 条の規定に従って、取得日の 2 週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日（但し、当該組織再編行為の効力発生日より前の日でなければならない。）に、本新株予約権 1 個当たり 772 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から 2 週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権 1 個当たり 772 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第 6 回乃至第 8 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 本新株予約権の行使は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）又は社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第2条第4項に定める口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）に対し行使請求に要する手続きを行い、第12項記載の本新株予約権の行使期間中に機構により第19項に定める本新株予約権の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に行使請求の通知が行われることにより行われる。
- (2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- (4) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項並びに割当先との間で締結する予定の新株予約権買取契約及びコミットメント契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金772円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成29年8月1日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 名古屋中央支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

23. 読み替えその他の措置

当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

24. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第6回乃至第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

## 株式会社エイチーム第7回新株予約権 発行要項

1. 本新株予約権の名称  
株式会社エイチーム第7回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
2. 申込期間  
平成29年8月24日
3. 割当日  
平成29年8月25日
4. 払込期日  
平成29年8月25日
5. 募集の方法  
第三者割当ての方法により、大和証券株式会社に全ての本新株予約権を割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 500,000 株とする(本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は 100 株とする。)。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額(第9項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面により、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数  
5,000 個
8. 本新株予約権の払込金額  
金 362 円(本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 3.62 円)
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額
  - (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
  - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初 5,000 円とする。但し、行使価額は第 10 項又は第 11 項に従い、修正又は調整される。
10. 行使価額の修正  
行使価額は、第 16 項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日を行い、以下「算定基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の 92%に相当する金額(円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。なお、修正後行使価額の算出において、算定基準日に第 11 項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。但し、修正後行使価額が 5,000 円(以下「下限行使価額」といい、第 11 項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には修正後行使価額は下限行使価額とする。

ご注意: この文書は、当社の行使価額修正条項付第 6 回乃至第 8 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

## 11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）  
調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合  
調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員若しくは従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）  
調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合  
調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[ \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第6回乃至第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- ④ 上記第(2)号①乃至④に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第 10 項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面により、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間  
平成 29 年 8 月 28 日から平成 32 年 8 月 27 日まで（但し、第 14 項各号に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日まで）とする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って、取得日の 2 週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 362 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法 273 条及び第 274 条の規定に従って、取得日の 2 週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日（但し、当該組織再編行為の効力発生日より前の日でなければならない。）に、本新株予約権 1 個当たり 362 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から 2 週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権 1 個当たり 362 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第 6 回乃至第 8 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 本新株予約権の行使は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）又は社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第2条第4項に定める口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）に対し行使請求に要する手続きを行い、第12項記載の本新株予約権の行使期間中に機構により第19項に定める本新株予約権の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に行使請求の通知が行われることにより行われる。
- (2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- (4) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項並びに割当先との間で締結する予定の新株予約権買取契約及びコミットメント契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金362円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、5,000円とした。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 名古屋中央支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

23. 読み替えその他の措置

当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

24. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第6回乃至第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。



## 株式会社エイチーム第8回新株予約権 発行要項

1. 本新株予約権の名称  
株式会社エイチーム第8回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
2. 申 込 期 間  
平成29年8月24日
3. 割 当 日  
平成29年8月25日
4. 払 込 期 日  
平成29年8月25日
5. 募 集 の 方 法  
第三者割当ての方法により、大和証券株式会社にて全ての本新株予約権を割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 800,000 株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額(第9項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
  - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面により、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数  
8,000 個
  8. 本新株予約権の払込金額  
金 171 円 (本新株予約権の目的である株式1株当たり 1.71 円)
  9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額
    - (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
    - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初7,500円とする。但し、行使価額は第10項又は第11項に従い、修正又は調整される。
  10. 行使価額の修正  
行使価額は、第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日を行い、以下「算定基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。なお、修正後行使価額の算出において、算定基準日に第11項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。但し、修正後行使価額が7,500円(以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には修正後行使価額は下限行使価額とする。

ご注意: この文書は、当社の行使価額修正条項付第6回乃至第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

## 11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）  
調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合  
調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員若しくは従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）  
調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合  
調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[ \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第6回乃至第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- ④ 上記第(2)号①乃至④に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第 10 項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面により、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間  
平成 29 年 8 月 28 日から平成 32 年 8 月 27 日まで（但し、第 14 項各号に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日まで）とする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って、取得日の 2 週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 171 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法 273 条及び第 274 条の規定に従って、取得日の 2 週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日（但し、当該組織再編行為の効力発生日より前の日でなければならない。）に、本新株予約権 1 個当たり 171 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から 2 週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権 1 個当たり 171 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第 6 回乃至第 8 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 本新株予約権の行使は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）又は社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第2条第4項に定める口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）に対し行使請求に要する手続きを行い、第12項記載の本新株予約権の行使期間中に機構により第19項に定める本新株予約権の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に行使請求の通知が行われることにより行われる。
- (2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- (4) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項並びに割当先との間で締結する予定の新株予約権買取契約及びコミットメント契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金171円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、7,500円とした。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 名古屋中央支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

23. 読み替えその他の措置

当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

24. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第6回乃至第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。